

島本町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の概要

■区域施策編とは

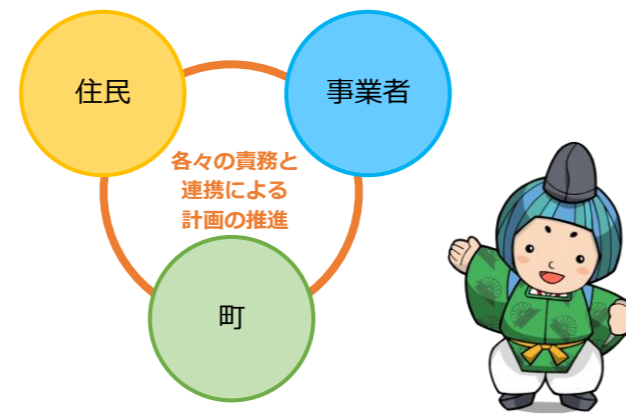
この計画は、島本町の自然的・社会的特性に応じて、温室効果ガス排出量の削減を総合的かつ計画的に進めるための計画です。

■計画期間

計画期間：令和 5（2023）年度から
令和 12（2030）年度（8 年間）
基準年度：平成 25（2013）年度
目標年度：短期：令和 12（2030）年度
長期：令和 32（2050）年度

■計画の主体

この計画の主体は、住民、事業者及び町です。
3 者協働のもと、地球温暖化対策を推進します。

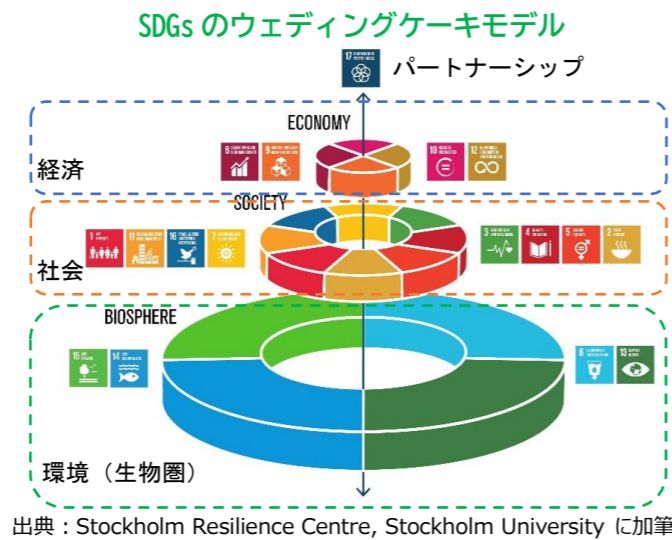


持続可能な開発目標(SDGs)

平成 27（2015）年の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。2030 アジェンダでは、令和 12（2030）年までに持続可能で、よりよい世界を目指す国際目標「SDGs（エスディーゼズ）」が掲げられ、17 のゴール（目標）と 169 のターゲットが設定されています。

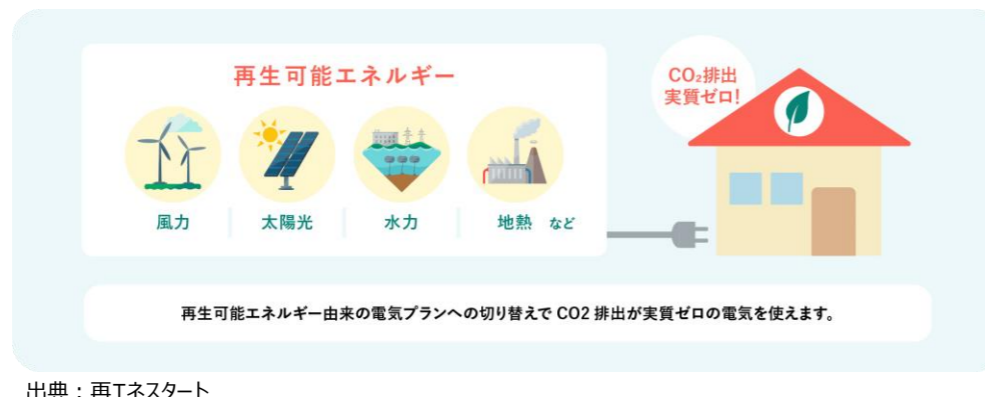
SDGs の 17 のゴールは相互に強く関連しています。ウェディングケーキモデルでは、「環境（生物圏）」「社会」「経済」の 3 つの層で表されており、「経済」の発展は「社会」に、「社会」は「環境（生物圏）」に支えられて成り立っていることを示しています。

本町ではこの計画により、脱炭素社会の実現を目指すとともに、SDGs の達成に寄与するよう取り組みます。



再エネ電気プラン(再生可能エネルギー由来の電気への切替)とは

多くの小売り電気事業者では太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーを電源としたプランが用意されています。再生可能エネルギー割合が 100%のプランであれば、CO₂ 排出量実質ゼロの電気となります。なお、再エネプランには 100%以外にも様々な割合のものがあります。



島本町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)概要版 令和 5(2023)年 3 月

発行:大阪府島本町 〒618-8570 大阪府三島郡島本町桜井二丁目 1 番 1 号
TEL:(075)962-2863 FAX:(075)961-6298

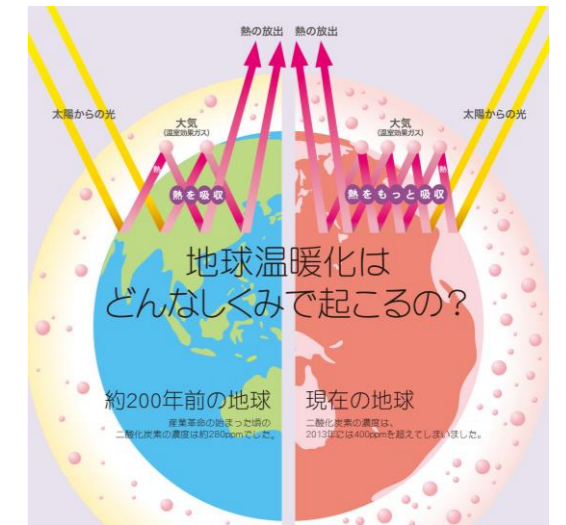
編集:島本町 都市創造部 環境課

島本町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
概要版

地球温暖化とは

地球温暖化とは、地球表面の大気や海洋の平均気温が長期的に上昇する現象です。その主な要因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされています。温室効果ガスは二酸化炭素やメタン、フロン等の総称です。20 世紀半ば以降、世界の平均気温は上昇し続けています。18 世紀後半の産業革命以降、人間が大量の化石燃料を消費し、これに伴い大量の温室効果ガスが排出され、大気中の温室効果ガス濃度が急激に上昇したことが地球温暖化の要因であると考えられています。

地球温暖化は、地球全体の気候に大きな変動をもたらすものであり、近年、世界各地で発生している記録的な猛暑や干ばつ、熱波、集中豪雨、台風等といった異常気象への影響が指摘されています。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

本町の温室効果ガス排出量の現状と削減目標

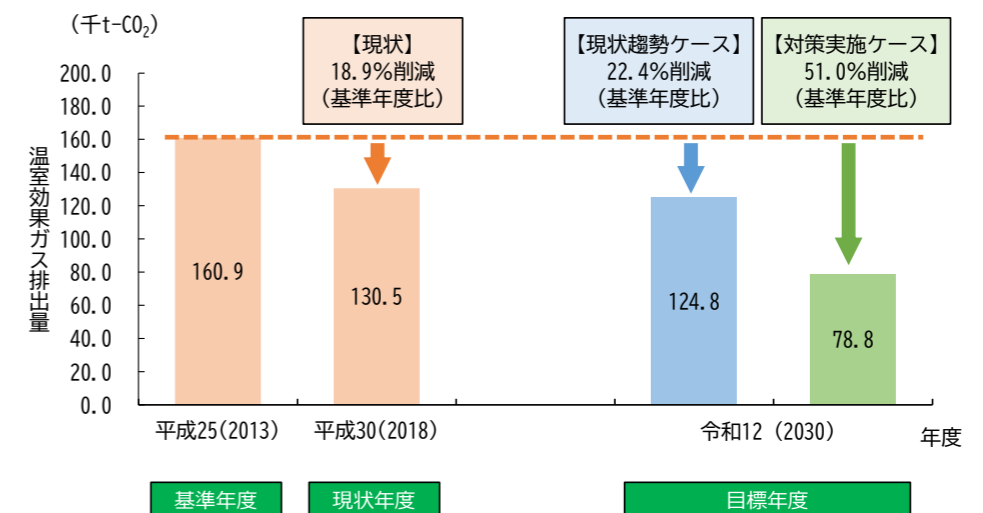
温室効果ガス排出量の削減目標

【短期目標】

令和 12（2030）年度に平成 25（2013）年度比で 51%削減をめざします

【長期目標】

令和 32（2050）年度に温室効果ガス排出量実質ゼロをめざします



具体的な取組

緩和策

基本方針1 省エネルギー対策の推進



- 1 脱炭素型ライフスタイルの推進
例：節電や省エネルギー家電の導入など
- 2 家庭や事業所の省エネルギー化の推進
例：住宅のZEH化やオフィスのZEB化など



出典：COOL CHOICE ウェブサイト

基本方針2 再生可能エネルギーの利用促進



- 1 再生可能エネルギーの導入によるエネルギーの地産地消
例：太陽光発電や蓄電池の導入など
- 2 自立・分散型エネルギー社会の形成に向けた仕組みづくり
例：PPAモデル、再エネ電気の導入など



基本方針3 脱炭素なまちづくり



- 1 環境負荷の少ない交通体系の構築と利用の促進
例：電車・バスの利用、エコドライブなど
- 2 緑化の促進
例：緑のカーテン、屋上・壁面緑化など
- 3 農林業の振興
例：地産地消の推進、放置竹林の整備など



出典：COOL CHOICE ウェブサイト
気候変動適応情報プラットフォーム

基本方針4 循環型社会の形成



- 1 ごみの減量化・再資源化の促進
例：食品ロスの削減、粗大ごみのリユースなど
- 2 循環型社会形成への意識の醸成
例：廃棄物に関連する講座や学習活動への参加など



適応策

基本方針5 気候変動対策の推進



- 1 分野別の取組の推進
例：熱中症対策についての情報提供、ハザードマップの活用、ヒートアイランド対策の推進など

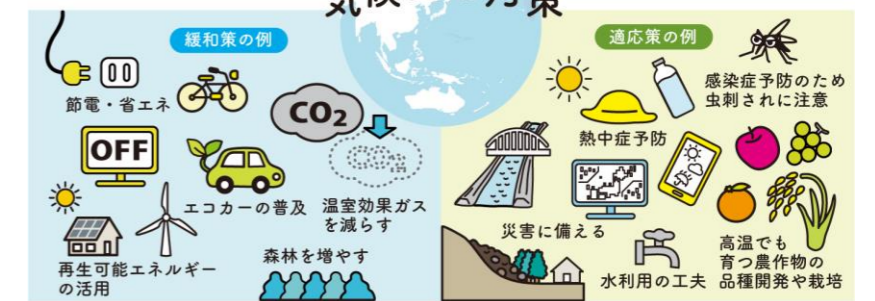


出典：気候変動適応情報プラットフォーム

緩和策と適応策

地球温暖化の対策には、その原因物質である温室効果ガス排出量を削減する（または植林などによって吸収量を増加させる）「緩和」と、気候変動に対して自然生態系や社会・経済システムを調整することにより気候変動の悪影響を軽減する（または気候変動の好影響を増長させる）「適応」の二本柱があります。

緩和とは？ 2つの 適応とは？ 原因を少なく 気候変動対策 影響に備える



気候変動による人間社会や自然への影響を回避するためには、温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を極力抑制すること（緩和）が重要です。

緩和を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対しては、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにしていくこと（適応）が重要です。

出典：気候変動適応情報プラットフォーム

ZEH（ゼッチ）：ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの略称。外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムにより、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを旨とした住宅のこと。
ZEB（ゼブ）：ネット・ゼロ・エネルギー・ビルの略称。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを旨とした建物のこと。
PPAモデル：Power Purchase Agreement（電力購入契約）の呼称。設備設置事業者が施設に太陽光発電システムを設置し、施設側は設置された設備で発電した電気を購入する契約のこと。施設側は設備を所有しないため、初期費用の負担や設備の維持管理をすることなく、再生可能エネルギーの電気を使用することができる。